

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

法律

○農林省設置法の一部を改正する法律
(八七)

政令

○農林省組織令及び地方農政局組織令の一部を改正する政令(二八二)

府令・省令

○沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通に関する命令及び田において稲以外の作物の作付け等をしようにとする農業者に対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令の一部を改正する命令
(総理・大蔵・農林二)

○工業標準化法施行規則の一部を改正する省令
(総理・文部・厚生・農林・通産・運輸・郵政・建設・自治一)

○活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(総理・農林一)

○農用地土壌汚染対策計画の内容等を定める命令及び農業取締員証の証票の様式を定める命令の一部を改正する命令
(総理・農林一)

省令

○家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令(法務・農林一)

○小売商業調整特別措置法施行規則の一部を改正する省令
(大蔵・厚生・農林・通産二)

○工場立地法施行規則の一部を改正する省令(大蔵・厚生・農林・通産・運輸二)

○下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する省令
(大蔵・厚生・農林・通産・運輸三)

○農地対価等徴収規則の一部を改正する省令(大蔵・農林二)

○臨時石炭鉱害復旧法施行規則の一部を改正する省令
(文部・厚生・農林・通産・運輸・建設・自治一)

○農業者年金基金法施行規則及び沖縄県における農業者年金の任意加入被保険者の耕作の事業に必要な年間労働時間の算定方法、特別納付金の納付の申出手続等を定める省令の一部を改正する省令
(厚生・農林三)

○冷凍水産物等に関する指定検査機関指定基準規則の一部を改正する省令
(厚生・農林・通産三)

○訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の手続等身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(厚生・農林・通産・運輸二)

○農林省組織規程の一部を改正する省令(農林四九)

○農林省定員規則の一部を改正する省令(同五〇)

○農業機械化促進法施行規則の一部を改正する省令(同五一)

○商品取引所法施行規則等の一部を改正する省令(農林・通産三)

○木材防菌関係届出及び報告規則の一部を改正する省令
(農林・通産・運輸・郵政・建設一)

規則

○労働生産性統計調査規則の一部を改正する省令(農林・通産・労働一)

○沖縄県の区域からその他の都道府県の区域への米麦等の輸送の制限に関する省令の一部を改正する省令(農林・運輸三)

○水産業協同組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令(農林・運輸四)

○俸給等の支給の一部を改正する規則(人事院九一七)

○俸給の特別調整額の一部を改正する規則(同九一七)

○特殊勤務手当の一部を改正する規則(同九一七)

○特別勤務手当等の一部を改正する規則(同九一五)

○筑波研究学園都市移転手当の一部を改正する規則(同九一五)

○職員災害補償の一部を改正する規則(同六一〇)

○管理職員等の範囲の一部を改正する規則(同七一〇)

○農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の主務大臣の指定する資金を定める等の件の一部を改正する件(大蔵・農林一)

○農林省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示(農林七九三)

○告示

○告示

○告示

○告示

○告示

○告示

○告示

官庁報告

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

本号で公布された
法令のあらまし

○農林省設置法の一部を改正する法律(法律第八七号)(農林省)
農林省の省名を農林水産省に改めるものとすること。これに伴い、農林経済局の経済局への名称変更等を行うこととした。(第一条等関係並びに第五条、第八条、第一七条及び第三三條の二関係)

2 農林本省の内部部局及び附属機関の組織等の整備
(一) 構造改善局の所掌事務の整備
構造改善局農政部の所掌事務である農業振興地域整備計画の樹立指導及び農業水利制度の企画に関する事務を同局計画部の所掌事務とする等の整備を行うこととした。(第九條関係)

(二) 試験研究機関の位置の変更
筑波研究学園都市への移転に伴い、農業技術研究所、畜産試験場、蚕糸試験場、家畜衛生試験場及び食品総合研究所の位置を茨城県に変更することとした。(第一八條、第一八條の三、第二二條、第二二條及び第二二條の三関係)

(三) 沖縄県とさとうきび原産地農場の新設
沖縄県に沖縄県とさとうきび原産地農場を新設することとした。(第三二條の二関係)

3 食糧庁の組織等の整備
(一) 内部部局の組織の再編成
食糧庁の内部部局を再編成し、長官官房並びに管理課及び業務課により構成されることとした。(第四七條、第四八條及び第四九條関係)

(二) 食糧事務所の所掌事務の整備
食糧事務所に、食品全般についての流通の改善等のための事務を分掌させることができるとこととした。(第五六條関係)

4 林野庁の組織の整備
(一) 次長の新設
林野庁に次長を新設することとした。(第六〇條の二関係)

(二) 四官林局の廃止、管轄支局の設置等
旭川、北見、帯広及び函館の四官林局を廃止するとともに、札幌官林局を北海道全体を管轄する北海道官林局とするものとする。また、管轄支局の所掌事務のうち官林局の管轄区域の全域にわたる総合的な企画調整を

(農業改良助長法等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

- 一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六百六十五号)
- 二 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)
- 三 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)
- 五 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九十九号)
- 六 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)
- 七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
- 八 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)
- 九 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)
- 十 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)
- 十一 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)
- 十二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)
- 十三 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)
- (農産種苗法等の一部改正)
第十六条 次に掲げる法律の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。
- 一 農産種苗法(昭和二十二年法律第一百五十一号)
- 二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)
- 三 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)
- 四 牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)
- 五 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)
- 六 蘭系猪格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)
- 七 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)

八 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)

- 九 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第一百十二号)
- 十 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六百六十五号)
- 十一 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
- 十二 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二二号)
- 十三 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三十三号)
- 十四 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
- 十五 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)
- 十六 養蚕法(昭和三十五年法律第四十五号)
- 十七 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百二十八号)
- 十八 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)
- 十九 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)
- 二十 大豆たね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一十一号)
- 二十一 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)
- 二十二 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九十九号)
- 二十三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第一百二十二号)
- 二十四 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三十三号)
- 二十五 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)
- 二十六 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)
- 二十七 九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第七十七号)
- 二十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)
- 二十九 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)

三十 農業青年基金法(昭和四十五年法律第七十八号)

- 三十一 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)
- 三十二 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)
- 三十三 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
- 三十四 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八十八号)
- 三十五 漁船積荷保険臨時措置法(昭和四十八年法律第五十六号)
- 三十六 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第七十九号)
- 三十七 農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)
- 三十八 沿岸漁場整備開闢法(昭和四十九年法律第四十九号)
- 三十九 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)
- 四十 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)
- 四十一 漁船船主責任保険臨時措置法(昭和五十二年法律第四十五号)
- 四十二 松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第八十一号)
- 四十三 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)
- 四十四 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特別に関する法律(昭和五十二年法律第八十五号)
- (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の一部改正)
第十七条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。
- 一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八法律第三十五号)
- 二 農業機械化促進法(昭和二十八法律第二百五十二号)
- 三 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)
- 四 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)

五 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百十八号)

六 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)

(他の法令の読替え)

第十八条 附則第二条から前条までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「農林省」とあるのは「農林水産省」と、「農林大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「農林事務次官」とあるのは「農林水産事務次官」と、「農林省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

農林大臣 中川 一郎
内閣総理大臣 福田 赳夫

政 令

農林省組織令及び地方農政局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和五十三年七月五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

政令第二百八十二号

農林省組織令及び地方農政局組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第六項及び第二十條第三項並びに農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第三十七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(農林省組織令の一部改正)

第一条 農林省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産省組織令

目次中「農林省経済局」を「経済局」に、「第二百四十四條」を「第二百二十五條」に改める。

本則中「農林省」を「農林水産省」に改める。

第三条第三号を次のように改める。

三 職員団体の団体に関すること。

第三条第七号中「農林研究所」を「農林水産研究所」に改める。

第五条に次の一号を加える。

- 二十一 農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令（昭和二十七年政令第百四十八号）
- 二十二 水産資源保護法施行令（昭和二十七年政令第百九十四号）
- 二十三 臨時石炭被害復旧法施行令（昭和二十七年政令第百三十三号）
- 二十四 米穀の政府買入価格の特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百四十四号）
- 二十五 農地法施行令（昭和二十七年政令第百四十五号）
- 二十六 耕土培養法施行令（昭和二十七年政令第百六十五号）
- 二十七 農地対価等徴収令（昭和二十七年政令第百八十二号）
- 二十八 農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）
- 二十九 農山漁村電氣導入促進法施行令（昭和二十八年政令第四十号）
- 三十 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第百三十五号）
- 三十一 森林国営保險法施行令（昭和二十八年政令第百四十五号）
- 三十二 保安林整備臨時措置法施行令（昭和二十九年政令第百八十九号）
- 三十三 船舶振興法施行令（昭和二十九年政令第百三十三号）
- 三十四 日本中央競馬会法施行令（昭和二十九年政令第百五十八号）
- 三十五 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）
- 三十六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第百五十五号）
- 三十七 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第百三十六号）
- 三十八 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十三項の規定に基く政令（昭和三十一年政令第百八号）
- 三十九 海岸法施行令（昭和三十一年政令第百三十二号）
- 四十 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第百三十三号）
- 四十一 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第百三十三号）
- 四十二 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百四十五号）
- 四十三 漁業生産調整組合法施行令（昭和三十三年政令第百六十九号）
- 四十四 農業近代化資金助成法施行令（昭和三十六年政令第百四十六号）
- 四十五 農業近代化助成資金の設置に関する法律施行令（昭和三十六年政令第百四十七号）
- 四十六 貿易會議令（昭和三十七年政令第百七十三号）
- 四十七 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十七号）
- 四十八 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第百七十一号）
- 四十九 林業信用基金法施行令（昭和三十八年政令第百二十二号）
- 五十 甘味資源特別措置法施行令（昭和三十九年政令第百九十八号）
- 五十一 肥料價格安定等臨時措置法施行令（昭和三十九年政令第百五十一号）
- 五十二 山村振興法施行令（昭和四十年政令第百三十一号）
- 五十三 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する政令（昭和四十年政令第百七十三号）
- 五十四 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第百九十二号）
- 五十五 外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第百二十五号）
- 五十六 南九州畑作農業改善資金臨時措置法施行令（昭和四十三年政令第七十三号）
- 五十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第百六号）
- 五十八 漁業近代化資金助成法施行令（昭和四十四年政令第百九号）
- 五十九 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第百五十四号）
- 六十 真珠養殖等調整暫定措置法施行令（昭和四十四年政令第百三十三号）
- 六十一 過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）
- 六十二 林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）
- 六十三 農業取締法施行令（昭和四十六年政令第百五十六号）
- 六十四 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）
- 六十五 海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第百五十五号）
- 六十六 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第百二十一号）
- 六十七 沖縄振興開発特別措置法施行令（昭和四十七年政令第百八十五号）
- 六十八 琵琶湖総合開発特別措置法施行令（昭和四十七年政令第百七十七号）
- 六十九 漁船乗組員給与保険に係る再保険金額の保険金額に対する割合に関する政令（昭和四十八年政令第百五十八号）
- 七十 消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第百四十八号）
- 七十一 農用地開発公団法による不動産登記に関する政令（昭和四十九年政令第百四十七号）
- 七十二 林業改善資金助成法施行令（昭和五十年政令第百三十一号）
- 七十三 森林病害虫等防除法施行令（昭和五十年政令第百四十四号）
- 七十四 主要農作物種子法施行令（昭和五十一年政令第百四十五号）
- 七十五 植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第百四十六号）
- 七十六 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）
- 七十七 漁船船主責任保険臨時措置法施行令（昭和五十一年政令第百四十号）
- 七十八 松くい虫防除特別措置法施行令（昭和五十二年政令第百号）
- 七十九 昭和五十三年産米穀の買入代金の支払の臨時特例に関する政令（昭和五十三年政令第百五十九号）
- （家畜取引法施行令等の一部改正）
- 第二十六條 次に掲げる政令の規定中「農林省」を「農林水産省」に改める。
- 一 家畜取引法施行令（昭和三十三年政令第九号）
- 二 沿岸漁業等振興法施行令（昭和三十八年政令第百九十五号）
- 三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律施行令（昭和四十四年政令第百三十四号）
- （漁船再保険及漁業共済保險特別會計法施行令等の一部改正）
- 第二十七條 次に掲げる勅令及び政令の規定中「農林省」を「農林水産省」に改める。
- 一 漁船再保険及漁業共済保險特別會計法施行令（昭和四十二年勅令第百三十四号）
- 二 森林保險特別會計法施行令（昭和四十二年勅令第百三十五号）
- 三 農業共済再保險特別會計法施行令（昭和四十九年勅令第百五十七号）
- 四 自作農割賦特別措置特別會計法施行令（昭和二十一年勅令第百二十三号）
- 五 食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第百三十号）
- 六 漁港法施行令（昭和二十五年政令第百三十九号）
- 七 特定土地改良工事特別會計法施行令（昭和三十三年政令第百九十六号）
- （農業災害補償法施行令等の一部改正）
- 第二十八條 次に掲げる政令の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
- 一 農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第百九十五号）
- 二 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第百九十五号）
- 三 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第百七十八号）
- 四 森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）
- 五 農産價格安定法施行令（昭和二十七年政令第百二十一号）
- 六 農産物價格安定法施行令（昭和二十八年政令第百二十六号）
- 七 家畜商法施行令（昭和二十八年政令第百五十二号）
- 八 政府に売り渡すべき米穀に関する政令（昭和三十一年政令第百三十四号）
- 九 農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）
- 十 森林開発公団法施行令（昭和三十一年政令第百二十八号）